

令和3年度 明石市地域自立支援協議会

くらし部会 リポート Vol.42 令和4年1月6日発行

発行元：明石市地域自立支援協議会 くらし部会事務局（明石市基幹相談支援センター）

住所：明石市貴崎1丁目5番13号（明石市立総合福祉センター1階）

TEL：078-924-9155 ファクシミリ：078-924-9134

【意見投稿用アドレス】 akashi_jiritsushien@yahoo.co.jp

会員専用のメールアドレスをご用意していますので、皆様からの情報提供やご意見をお待ちしています

みなさま、こんにちは！くらし部会のワーキンググループ「すまいの会」です。

今回は、11月16日（火）に開催したオンライン会議について報告します。

すまいの会では、入所施設や、グループホーム・宿泊型自立訓練など、障がいのある方の暮らしを24時間、365日支えるサービス事業所の職員が集まり、ネットワーク作りや課題の抽出、共有を目的に活動しています。これまでの意見交換の中で、「グループホームから単身生活の移行をどのように支援していくか、他機関との連携などで常に迷いがある」という意見が出され、令和3年2月～3月に市内グループホームの実態や、単身生活に向けた支援を行う上での課題等に関するアンケート調査を実施しました。

この調査を踏まえ、約1年半ぶりにメンバーのみなさんと近況報告やアンケート調査から考えられることなど意見を交換しました。



【各事業所の近況報告より】

①コロナ禍による外出・面会の制限…調理用に食材宅配サービスを利用するが、結果的に食費がかさんだ。面会制限は徐々に緩めている。宣言解除後、外出レクリエーションに取り組んでいる。

②施設の感染対策…PCR検査キットを揃え、利用者に配布。コロナ対応がいつまで続くか分からないしんどさで、職員も疲弊。気が緩みがちにならないように再度呼びかけ。

③夜間の世話人等人材の確保・育成…スタッフそれぞれのやり方をどこまで統一するか。夜勤支援員の登録バンクなど、スポット的に助けてくれるシステムがあるといいなと思う。

④利用者の自立に向けて…身体障害者の施設が少なく、入所の回転率が悪い。入所者に適した施設へ移行した方もいる。将来一人暮らしをしたい方のための医療との連携。一人暮らし前にGHではないサテライト的な施設の経由や、上手くいかなかったときの受け皿ができないか。休日の余暇活動を利用者主体で進めるため、当事者サークルを作ろうとしている。



⑤利用者と親の高齢化…成年後見制度などを活用し、意思決定能力に沿った支援に取り組もうとしている。

裏面に続く

【グループホーム実態調査結果の意見交換と考察】

1. 事業所に関すること

入居の主たる対象者は、知的障がい者（48.8%）、精神障がい者（34.9%）の順に多くなっており、身体障がい者が最も少ない。居住環境についても、ハード面において身体障がい者の利用が難しいグループホームが圧倒的に多かった。

改めて、「それぞれのグループホームの対象者の違い」が分かった。

体験入居については、「空き室がある場合に限定」（92.6%）という結果で、体験の機会はほとんど保障されていないことを示しているため、早急に解決が望まれる課題である。

メンバーから「自立度が低い場合でも、本人の意欲や周囲の助けがあれば出来ていることも多い」という意見が挙がり、事業所の対象とする程度で判断するのではなく、本人がグループホームでの暮らしを希望し、自立の意欲が高ければ、受け入れている実態があるのではないかと考える。

また、地域の自治会活動等へ参加することにより、交流を図っている事業所が複数あり、障がいのある方が地域で暮らしていることが当然として捉えられる社会になることが期待される。



2. 入居者に関すること

年齢層は、50代が最も多いが、20代～70代まで幅広く入居している実態があり、年代を問わず必要とされていることが明らかとなった。入居理由は、「家族・親族の希望」が約7割であるが、あくまでも「主たる理由」であり、本人の意思決定支援の上に決定したものと推測される。

入居の主たる目的は、「グループホームでの安定した生活の継続（74.3%）」が最も多い。次に「単身生活に向けた訓練（25.1%）」となっており、この結果から、利用者や家族・親族がグループホームを「終の棲家」と捉えているか、「地域移行の通過点」と捉えているかの違いがあると言える。

また、事業所が当該グループホームの機能をどう捉え、利用者や家族に説明しているかということも関係していると考えられる。主たる入居理由との相関も確認したい点である。

単身生活に移行できない理由は、「本人が希望していない」との回答が約4割である。原因について様々考えられるが、利用者が単身生活について考える機会そのものを提供できていない恐れがある。この点は、相談支援専門員やサービス管理責任者が、利用者との面談の中で、丁寧に意向を聞き取り、サービス等利用計画及び個別支援計画に反映させる必要がある。

今回の調査から、国が「施設から地域へ」という理念・方針を掲げて久しいが、現状では障害種別によって、サービスの利用機会が平等でないことが改めて明らかとなった。

地域生活支援拠点の整備という点でも、体制整備が遅れており、居住支援のための機能の充実が望まれるところである。